

J R 東海労働関西地「申」第11号
2019年9月30日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

2019年度「職場改善諸要求」の申し入れ（車両所関係）

これまで職場改善諸要求による申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきた。しかし、いまだに職場には改善されない様々な問題が山積している。また、多くの組合員が出向先で奮闘しているが、各々の出向会社においても改善すべき多くの課題が発生している。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって組合員が安心して働ける労働条件を求めて、大阪修繕車両所、大阪仕業検査車両所、大阪交番検査車両所、大阪台車検査車両所、(株)新幹線エンジニアリング、(株)関西新幹線サービック（鳥飼基地関係）に関係する職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し改善すること。

記

I. 各車両所共通の改善要求について

1. 安全・労働条件について

- (1) 事故や不具合が発生した場合に、関係社員に事情を聴くことは仕方ないが、当事者でない限り時系列報告書の強要はやめること。
- (2) 責任事故・ヒューマンエラーを起こした社員に行う「復帰教育」を直ちにやめること。
- (3) 「復帰教育」で行われる「見極め試験」に合格した社員は、直ちに復帰させること。
- (4) 見習者への指導者は、現在、見習い終了したての社員により行われている場合が見受けられる。指導者は確実な技術継承を目的として各担務に精通したベテラン社員とすること。
- (5) 新入社員の未経験者に、B担務（検査担当）を指定しないこと。

2. 設備・環境について

- (1) 熱中症予防のために「スポーツ飲料」を数量限定せずに現場詰所に置き社員が飲めるようにすること。

3. 勤務について

- (1) 職務に服するための着替え時間及び昼休憩後の移動時間を労働時間内に含めること。
- (2) 年休を最優先とし、年休を抑制する見習いと出張はやめること。
- (3) 勤務時間外の勉強会等を超勤扱いとすること。
- (4) 昇進試験の扱いは、自己の時間とせず勤務時間扱いとすること。
- (5) 職場での本人意志を無視したプロジェクト参加強要をやめること。
- (6) 強制される個人業研をやめること。

4. 通勤について

- (1) 社員が希望する通勤手段・通勤経路を認めること。
- (2) 現在、会社は、鳥飼基地に通勤する社員に対し、公共交通機関による通勤、自転車等による通勤を認めており、社員は希望する通勤手段で通勤している。しかし、自転車等による通勤が認められない事象が発生している。例えば、転勤に伴い（車両所間、仕業から台検や修繕、修繕から仕業や台検、台検から修繕や仕業）それまで認められていた自動車で通勤するため必要な駐車許可証が転勤先では発行されず、やむを得ず、自転車や二輪車で通勤している社員、公共交通機関による通勤に変更された社員が多数発生し、やむなく転居された社員までいるのが現状である。また、それ以上に多くの社員が駐車許可証の順番を待っている状況である。この間、駐車許可証の発行について職場諸要求等で早急な駐車許可証の発行を要求し、会社は、工事中で駐車場の確保ができない等の理由により、駐車許可証を発行していない。早急に駐車場の確保と駐車許可証を発行すること。
- (3) 出勤時は、自転車・単車・自動車の車両所構内の通り抜けを認めること。
- (4) 退勤時の茨木駅行き通勤バスは、17時35分発または、17時40分発を増設すること。
- (5) 茨木バスターミナルに屋根を設置すること。
- (6) シャトルバスの乗降は、作業性を考慮し従来通り、交検班長室前と臨修庫前で乗降できるようにすること。
- (7) 通勤時の背広強要をやめること。
- (8) 災害等で帰宅困難者に対し情報の伝達や会社の対応を明確にすること。
- (9) 通勤回送を朝1本、夕方2本増やすこと。

- (10) 朝夕の通勤回送を着発において、乗降車させること。
- (11) 空いている駐車場はすみやかに社員に貸与すること。やもえず、民間の駐車場を借りている社員には、その個人の負担額を会社が支払うこと。

5. 福利・厚生について

- (1) 会社が主催するレクリエーション活動での事故・怪我は労災扱い同様の処置とすること。
- (2) 鳥飼食堂の運営に対して社員にアンケート調査を行い早急に対応すること。また食堂前の休憩所を拡大し、食堂内にも TV を設置すること。

6. 庁舎環境について

- (1) 事務所棟 6 階風呂の入浴規制時間を撤廃し、勤務時間外であればフルタイムで入浴できるようにすること。
- (2) 6 階男性用トイレを増設すること。
- (3) 混雑解消と健康面から庁舎階段を使用可とすること。
- (4) 全社員に緊急時の避難訓練を行うこと。また災害・緊急時の避難箇所を明らかにすること。

II. 大阪修繕車両所に関する改善要求について

1. 設備・環境について

- (1) 検修員詰所・更衣室・ワーキングルームの時計をすべて電波時計に変更すること。
- (2) 更衣室・待機室兼食堂は蛍光灯が少なく暗いため蛍光灯を増設すること。昨年度の回答で、LED を設置したとなっているが、側面の壁からの照明であり、待機室兼食堂全体は薄暗く感じる。
- (3) 待機室兼食堂に流し台を設置すること。また、消臭のための換気扇を設置すること。
- (4) 待機室兼食堂に製氷機と臨修庫で作業をする場合、水分補給のためのお茶を作るため IH クッキングヒーターを設置すること。
- (5) 検修員詰所にヘルメットと安全靴用のロッカーを設置すること。また、現在設置されているヘルメット置場の消臭のため換気扇を設置すること。
- (6) 臨修庫にシャワー設備を設置すること。
- (7) 臨修庫に空調設備付の打ち合わせ室を設けること。
- (8) 臨修庫及び研削庫の鳥を駆除すること。また、糞害防止すること。
- (9) 事務所棟 1F の工具室のロッカー等を整理し、使いやすくすること。
- (10) 作業庫東方に作業表示灯を設置すること。

- (11) 仕業庫サービスデッキの転落防止チェーンの取外し、取付けが容易なものに取替えること。
- (12) 仕業庫 0 番線から 3 番線までのピット溝の排水をすること。
- (13) 仕業庫での作業において庫 6 番線や庫 7 番線はピットの床が高く作業性が悪い。また、無理な姿勢での作業になるので、床下作業は庫 0 番線から 5 番線までの作業とすること。
- (14) 修繕車両所の作業は、基本的に臨修庫での作業を基本とし、臨修庫の入出庫をスムーズに行い修繕作業の時間を確保すること。(運転本数増大に伴い鳥飼基地構内の入換作業が多くなり、臨修庫の入出庫に時間がかかっている)
- (15) 西電留線や東電留線での作業をやめること(昨今の運転本数増大に伴い鳥飼基地構内の入換作業が多くなり、臨修庫の入出庫に支障がきたしているため、西電留線や東電留線での作業が多くなっている。西電留線や東電留線での作業は線路横断や工具及び車両部品の運搬による労働災害の発生が懸念されるため)
- (16) 作業用自動車を 5 人乗りの荷物が積めるタイプ(ミニバン)のものにすること。
- (17) 台交分準分制作業で、台検庫入庫時、パンタグラフの下降を目視で確認するが、夜間は確認しにくいいため、灯光(LED)が設置されているが、照らしている方向が悪い。上からの灯光となるように設置すること。
- (18) 修繕担当者用と操縦担当者用の自転車を増備すること。
- (19) 構内操縦担当者用のチェック簿のバインダーを個人貸与すること。
- (20) 作業用の吸汗性のよいアンダーシャツを貸与すること。
- (21) 作業で使用するカップや安全チョッキは汚れや傷み具合に関係なく 1 年に 1 回更新すること。
- (22) 夏用の作業着(ツナギ服)を貸与すること。
- (23) 半年毎に軍手 1 ダース、軍足 6 足を貸与すること。
- (24) 洗濯機を全自動タイプ(洗濯から乾燥まで)に更新し、設置台数を増やすこと。また、故障した際は、速やかに修理・取替を行うこと。

Ⅲ. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

1. 労働条件に関する改善要求について

- (1) SEK との契約内容を明らかにすること。
- (2) SEK 担当の修繕業務は終了まで SEK が責任を持って完了させること。
- (3) SEK 担当は車内検査担当であるため、報告書なども責任施工すること。
- (4) 仕業・申告の作業と修繕車両所の作業区分を明らかにすること。

- (5) 日勤帯の班長1名及び日勤帯の申告担当0～3名勤務、夜勤の申告担当4名にしている作業本数を明らかにすること。
- (6) 班長、作業、申告担当者の休憩時間はしっかりと指定されている。しかし、時間通りに休憩をとれていない。この状況を改善されたい。
- (7) 停電があるのも関わらず、最大の作業本数を指示する。この為、初めから休憩時間の変更が指示されている。休憩変更ありきの停電と作業本数をやめること。
- (8) 停電のため、作業検査終了時間が頻拍してくると、作業間（作業検査前後の準備時間）を短くし停電後に後入力させている。停電時間を延長するか作業本数を減らし、焦らすようなことをしないこと。
- (9) 戸締めや前頭部洗浄などでサービックとの競合作業によって問題が発生している。競合作業を行わないこと。

2. 作業庫等の設備改善要求について

- (1) 作業庫2番線海側及び3番線山側のサービスデッキ下のパイプやアングルは13号車から16号車付近までは地上から180cm位の高さになっているが、1号車から12号車付近では160cm位しかなく、側検査を行う際に非常に危険である。労災防止の観点からも早急に改修すること。
- (2) 熱中症予防として作業・申告現場作業詰所内に冷水器を設置すること。
- (3) 作業庫の床下点検通路の清掃・整備を定期的に行うこと。
- (4) 作業庫の床下点検通路の蚊等の害虫駆除について「害虫駆除については適切に行っている」との回答を以前に行っているが今年も害虫が発生している。管理者にも申し出ているにも関わらず全く改善されていない。早急かつ定期的に駆除すること。
- (5) 作業庫の床下点検通路の排水不良について「修繕等は必要な都度実施している」との回答を以前に行っているが、管理者に申し出ているにも関わらず全く修繕が間に合っていない。床面に水が溜まり滑って危険である。早急に修繕すること。
- (6) 点検通路に設置されている汚物処理のための排水設備周辺並びに床下点検通路に溜まっている排水等は汚物等が混入しているが衛生面で検査・管理されているのか明らかにすること。
- (7) 作業庫内のカラスの駆除について「カラスの駆除は定期的に行っている」との回答を以前に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず、まだまだ間に合っていない。停電事故等も想定される事態であり早急に駆除すること。特に、作業庫の点検通路にはカラスの糞が散乱している。衛生面からも早急に対策を行うこと。

- (8) 作業庫天上照明や作業線の各ピット内蛍光灯の切れが数十か所ある。庫7番線においてはNFB落下による滅灯が数十メートル渡っている箇所すらある。労災防止のためにも早急に修繕すること。また、LED化すること。
- (9) サービスデッキ下部にコンクリートが腐食し、鉄筋が剥き出しになっている箇所が見受けられる。早急に調査・修繕すること。
- (10) 庫7番線のピットが低いため、検修車の乗り降りが困難であり、怪我等の労災も考えられる。ピット床面を掘って低くするか、検修車を改修すること。これができなければ、庫7番線を作業検査対象番線から除外すること。
- (11) 作業庫の修繕、改修が進んでいない状況を鑑み、修繕計画と予算を明らかにすること。

3. 貸与品、福利厚生等の改善要求について

- (1) 軍手、軍足は社員が必要とする数を貸与すること。
- (2) 軍手、軍足の貸与については、大阪作業検査車両所ではその都度交換方式となっているが、事業所毎で、年間の貸与数、貸与方法が違うのか明らかにすること。
- (3) 風呂の入浴規制時間を撤廃し、勤務時間外であればフルタイムで入浴できるようにすること。
- (4) 作業申告現場詰所の食堂にテレビがあるものの、アンテナが悪く受信が不十分である。新たなアンテナを設置すること。
- (5) 熱中症予防として作業・申告現場作業詰所内に冷水器を設置すること。

4. その他の改善要求について

- (1) 大阪作業検査車両所の作業・申告班で使用している携帯電話はカメラ機能が制限されており、カメラが使用できない状態ある。
現在は遠い号車（作業現場）と詰所等との連絡・打ち合わせなので写真が必要な時や写真で状況を説明する時などは一旦、詰所まで帰り、デジカメを持ち出して映し、また、詰所に帰ることとなり、大変手間がかかっている。よって、携帯電話のカメラを使用できるようにされたい。
- (2) 大阪作業検査車両所の作業・申告班では当直からくる作業指示書等はファックスで送られてきている。よって添付されている写真等は大変わかりにくい。
また、現場詰所のパソコンで作成した写真入りの故障報告書等を当直にフ

ファックスで送るが、わかりにくく、保存ができないため、結局、SDカードに取り込んで、それを持っていくという状況である。よって当直と現場詰所をファックスではなく LAN ケーブル等で結んで、パソコンやプリンターで写真等がきれいに送信できるようにされたい。

IV. 大阪交番検査車両所に関する改善要求について

1. 設備・環境について

- (1) B 通路に古い扇風機を何台か増配備したがまだ全号車分は置かれていない。この暑さを考え各台車毎に 1 台ずつ扇風機を配備すること。
- (2) 現場詰所から両端の作業箇所に行くには時間がかかる。1 ユニットと 4 ユニットの B 担・C 担に自転車を提供すること。
- (3) 「更衣室」内に手洗い場を設置すること。
- (4) 「現場詰所」内に洗濯機・乾燥機を増設すること。
- (5) 庁舎 2F の洗濯場の故障した洗濯機・乾燥機を取り替えること。
- (6) 車通勤者の交検庫までの車での入構を認めること
- (7) 現場詰所から両端の作業箇所に行くには時間がかかるので 2・15 号車の B・C 担当用に自転車を提供すること。
- (8) 1・16 号車にも「冷風扇」を提供すること。
- (9) 庁舎 2 階にある「組合掲示板」を庁舎 3 階の食堂前通路に移設すること。

2. 業務関係について

- (1) 朝の点呼で伝達する「指示書」の内容確認と「チェックシート」類の準備のために「作業準備時間」を設けること。
- (2) 「運用調整日」を丸 1 日の教育とせず、A 交のみ教育とか E 交のみ教育とか「弾力的な運用調整」をすること。
- (3) 特修班の要員を増員し、「運転台作業の遅れ」や「ハコ作業の遅れ」に対応させること。
- (4) 2007 年から「データ取り」として行っている「連換調整」については「65mm 固定」とすること。またデータを社員に公開すること。
- (5) 「側引戸引き通しテスト」時に安全带は不着用とすること。
- (6) X・G 編成で毎交車掌 SW の検査を行っているが 2 交検に 1 回の検査とすること。
- (7) 庁舎 2 階にある「組合掲示板」を庁舎 3 階の食堂前通路に移設すること。
- (8) 翌日の「担務分担表」は昼休憩時間までに発表すること。
- (9) 朝の点呼で伝達する「指示書」の内容確認とタブレット端末を操作して

- チェックシートを準備するための「作業準備時間」を設けること。
- (10) 1年間に発生する「運用調整日」を小バラシにして「A・P交施工」とか「P・E交施工」の交検施行日を設けること。
 - (11) 「側引戸引き通しテスト」時に安全带は不着用とすること。
 - (12) X・G編成で毎交車掌SWの検査を行っているが2交検に1回の検査とすること。
 - (13) P・E交の台車相互チェック時にとりよりの番線の車両を加圧した場合は「喚呼」を省略すること。
 - (14) 月2回実施しているA交終了後の「NT活動」は時間に余裕がないのでとりやめること。

V. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について

1. 基本要件について

- (1) 始業点呼を6F事務所棟で行うこと。
- (2) 技術継承の観点から社員の転勤は最低でも5年間は転勤させないこと。
- (3) 輪軸・台車グループ間の交流を活発化させ技術力向上に向け努力すること。
- (4) 現在様々な教育を勤務時間内で行っているが、行程白紙日でやること。
- (5) 各職場に事務担当社員を配置し、事務処理用パソコンを設置すること。また手待ち時間でも手続きが出来るようにすること。

2. 防暑・防寒対策について基本要件について

- (1) 現場に浄水機能付き冷水器の増設すること。
- (2) 現場に詰め所を設け冷暖房の充実化すること。
- (3) 台車組み立て・中修上の屋根に防暑塗装を施すこと。

3. 設備・環境について

- (1) 台検庫内の雨漏りはいまだ解消されないままである対策を早急に実施すること。
- (2) 台車組立装置の軸箱支持装置を物が挟まらない構造に早急に改修すること。
- (3) 総点呼、仕業点呼は事務所棟6階で行なうこと。
- (4) 管理者による労働監視をやめ、作業者の声を聞く体制を整えること。
- (5) 昼のKYT活動をやめること。
- (6) 年休を最優先とし、年休を抑制する見習いと出張はやめること。
- (7) J職群の検査業務就労者の選定理由を明らかにすること。
- (8) 勤務時間外の勉強会等を超勤扱いとすること。

- (9) 会社が主催するレクレーション活動での事故・怪我は労災扱い同様の処置とすること。
- (10) 昇進試験の取り扱いを自己の時間とせず勤務時間扱いとすること。
- (11) 職場での本人意志を無視したプロジェクト参加強要をやめること。
- (12) 強制される個人業研をやめること。
- (13) 技術力向上の観点から活発な輪軸・台車グループの交流をはかること。
- (14) 希望する社員全員に特殊技能資格（フォーク、電気・ガス溶接、クレーン、砥石取り扱い、有機溶剤等々）の教育資格を与えること。
- (15) 点呼時の制服を夏服、冬服と強制せず作業に即したものにすること。
- (16) 油脂等の庫内への運搬は、安全面からも以前のとおり外注作業とすること。
- (17) 始業点呼時間は総点呼も含め5分以内とすること。
- (18) 大修職場の軸パレット移動用ローラーを自動搬送とすること。
- (19) 中修検圧作業場の冷房能力を強化すること。
- (20) 社員の健康管理のため、資材庫、新検修庫の屋上をキャッチボール、テニス等できるよう改修すること。
- (21) 転勤者の挨拶及び各種表彰は終了点呼前に行うこと。
- (22) 事務所棟内フラパーゲートを撤去すること。
- (23) 新入社員の玉かけ・クレーンは学園教育の一環として資格を取らせること。
- (24) 天井クレーンの免許取得を要請すること。
- (25) 事務所棟内フラパーゲートを撤去すること。

VI. 各出向会社の職場改善要求

1. (株) 新幹線エンジニアリングに関する改善要求

① 基本要件について

- (1) 作業場をブース化し冷暖房を完備すること。
- (2) 作業服専用の大型洗濯機を設置、またはサービックへの委託すること。
- (3) 60歳退職辞令式参加に際し、全日勤務開放とすること。
- (4) 朝の回送指定バスを8時05分定時出発とすること。
- (5) SEKの基準労働時間を7時間30分から7時間15分とすること。
- (6) 17時25分発のバスを大型バスとすること。

② 設備・環境について

- (1) 作業着、夏・冬用を最低でも5着以上増貸与を図ること。
- (2) 屋根の上作業時の防暑対策として、空調服ファン付き作業服を貸与すること。
- (3) 仕業現場詰所の防音対策をすること。具体的には、壁、窓ガラス、出入り

口引戸、換気扇の防音処置をする。(JR 仕業からインターホンで作業連絡が行われているが、本線と庫の電車の騒音で聞こえない)

- (4) 防寒のため床置きストーブを設置すること。
- (5) 仕業庫 0 番～5 番のパン点検通路 12 号車位置の踏み板を改善すること。
(12 号車位置の踏み板と車両との段差が大き過ぎるので、スリ板を持って渡るのに転倒の恐れがある)
- (6) パン点検台に出入りする押しボタンのスイッチ位置、あるいは、扉を改善すること。(パン点検通路に登る際に押しボタンを扱って扉を開けて出入りするようになっている。入る時は、門の外側にあるスイッチを押して入るが、出る時は、門に入り込んで中にあるスイッチを押さないと扉を開けることができない。スリ板や作業工具等を運搬しながら、門の中にあるスイッチを押して、それから門の扉を引く(仕業庫 2～7 番)ために一歩引く形になり、スリ板や作業工具等を落としてしまいかねない)
- (7) 仕業庫にある 4 号資材倉庫の扉を軽量な扉に改善すること。(扉が重いため、スリ板や部品を持ったまま扉の開閉をすると手を挟みそうになるため)
- (8) 洗濯機を増設すること。
- (9) 仕業庫の防暑対策として、天井の明かり取りを調光もしくは、断熱材を入れたものとする。
- (10) 台交試運転が、翌日に変更した際の昼食時間を確保されたい。(車内で済ませている現状)

2. (株) 関西新幹線サービック (鳥飼基地関係) に関する改善要求

① 労働条件に関する改善要求について

- (1) 作業開始を 8 時 40 分からとすること。(8 時 20 分からの点呼は毎回、25 分で終わらない。移動時間に食い込んでいるため)
- (2) 現行の作業ダイヤ時間、小 A、中 A、8 両編成小 A、中 A 全て 5 分間延長すること。(見直し点検の時間が無い)
- (3) 連続作業を行うときは、1・2、3・4、5・6 番線を使用すること。(中間車両からは約 400M 歩かなければならないため)
- (4) 車掃作業連続二本以上の作業は止めること。
- (5) 昼休憩時間を、11 時～13 時以内と設定すること。
- (6) 作業ダイヤ表に書かれている時間が作業開始時間になっているが、到着してドアが開いた時点から作業開始時間とすること。
- (7) 車掃作業時、他の組との隣番線作業は止めること。(道具がひとつしかないため)

- (8) 朝の準備体操は勤務時間内とすること。
- (9) 禁煙者の喫煙ルームの作業は止めること。

② 設備・環境について

- (1) 0番線1ユニットの水場が離れている為、近場に設けること。
- (2) 西詰所の防音対策をすること。
- (3) 作業着、夏・冬用を最低でも5着以上増貸与を図ること。
- (4) 洗濯機を増設すること。
- (5) 濡れたタオルを干せる場所を設置すること。
- (6) 始業点呼時の整列方法を容易にすること。(整列方法がなかなか理解できない)

③ その他の改善要求について

- (1) 安全当番者に手当を支給すること。
- (2) 災害時(地震、台風、その他の天災)に帰宅困難が起きた場合の対応で、タクシー券を配布すること。
- (3) 帰宅困難時、自分が手配した宿泊代を支給すること。
- (4) 残業が発生する場合は、作業員1人1人に聞き取りをし、本人の同意を求めること。
- (5) 熱中症対策でポカリスエット飲料水(スポーツドリンク)等を詰所に常備すること。
- (6) 翌日作業勤務分担表を前日の昼までに公表すること。
- (7) 一日の作業本数は8本以下とすること。一本増えるごとに手当(一本500円)を設けること。
- (8) 便洗作業は汚損手当(一日300円)を設けること。
- (9) 二階の詰所を拡大すること。(夕方になったら長椅子に座れなく立っているため作業が終わったら三階の詰所に上がるようにすること。)
- (10) 朝の作業準備(クロス洗い)時間を10分設けること。
- (11) クリップライトを現在のものより明るい物に変更すること。
- (12) 東・西詰所内の一部監視カメラの向きを変えること。(作業員に向けられているため)

以上